

川崎市中小企業融資制度要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その近代化と経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社
 - (2) 常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社又は個人
 - (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号及び第6号に規定する者
- 2 この要綱において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が30人（商業又はサービス業については10人）以下の会社、個人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法に規定する法人）をいう。
- 3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第3項に基づく会社又は個人をいう。
- 4 この要綱において「組合」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第5号まで、同項第7号から第11号までに掲げる組合及び連合会等をいう。
- 5 この要綱において「信用保証協会」とは、川崎市信用保証協会のことをいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱に定める川崎市中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、(2)については、産業立地促進資金及び創業支援資金はこの限りではない。また、開業しようとする者及び開業後1年未満の者については、アーリーステージ対応資金利用後、他資金を利用できるものとする。

- (1) 中小企業信用保険法に基づく保険対象業種であること
 - (2) 申込時点で川崎市内（以下「市内」という。）に事業所を置く者。ただし、特別小口保険扱いについては、市内で同一事業を1年以上継続している者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、融資制度を利用することができない。
- (1) 返済能力がないと認められる者
 - (2) 金融機関の取引停止処分を受けている者
 - (3) 金融機関等からの借入金の返済が遅滞している者
 - (4) 信用保証協会（川崎市以外の信用保証協会を含む）が行った代位弁済に対する債務の履行が完了していない者
 - (5) 住民税を滞納している者
 - (6) 許認可等を必要とする事業を行い、その許認可等を受けていない者
 - (7) 融資制度を不正に利用した者、その他市長が適当でないと認めた者
 - (8) 法令に違反している者
 - (9) 個人にあつては暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）、法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者がある者又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- 3 その他必要な事項は、融資制度ごとに定める。

（融資制度の種類）

第4条 融資制度の種類は、振興資金（振興資金、設備強化支援資金、短期継続資金及び協調支援型特別資金）、小規模事業資金（小規模事業資金、小規模事業資金（短期サポート型）、小規模事業資金（小口サポート型）及び小規模事業資金（ミニ））、小口零細対応小規模事業資金、経営安定資金（不況対策資金、危機対策資金、災害対策資金、激甚災害対策資金、借換支援資金、条件変更改善型借換資金、企業再建資金、経営改善サポート型企業再建資金、伴走支援型経営力強化資金）、産業立地促進資金（産業立地促進資金及び企業立地促進資金）、創業支援資金（アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金及びスタートアップ創出促進資金）、流動資産担保資金及び事業承継特別保証資金とする。

（融資の方法）

第5条 市長は、取扱金融機関を融資制度ごとに指定する。

2 取扱金融機関は、別表第1のとおりとする。

（融資条件）

第6条 市長は、融資制度ごとに融資条件を定める。

（返済方法）

第7条 割賦返済とする。ただし、融資期間1年以内の資金については一括返済とすることができる。

（繰上返済）

第8条 融資を受けた者（以下「借受者」という。）が経済変動等の理由により繰上返済を行う場合、取扱金融機関は、信用保証協会との協議を経てこれに応じることができる。

（融資利率）

第9条 融資利率は、別に定める川崎市中小企業融資制度金利取扱要領による。

（信用保証料率）

第10条 信用保証料率（以下「保証料率」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、別表第2に掲げる市補助料率分の信用保証料及び条件変更により生じる市補助料率分の信用保証料については、「川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領」（以下「交付要領」という。）に基づき信用保証協会に対し補助金として交付する。ただし、補助の対象外である旨の記載があるものは除く。なお、信用保証協会は繰上償還等が生じた場合、「交付要領」に基づき返還する。

（代位弁済補助）

第11条 市長は、融資制度を安定的に運用するために、代位弁済補助について「交付要領」に基づき、信用保証協会に対し補助金として交付する。

（預託の方法）

第12条 市長は、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する。

（融資の目標）

第13条 取扱金融機関は、当該年度において市長から預託を受けた金額に、別表第3に掲げる融資倍率を乗じた金額に相当する額を超えることを目標として、融資を行うものとする。

(融資の申込み)

第14条 融資を受けようとする者は、別表第4に定める必要書類を添えて取扱金融機関又は信用保証協会へ提出するものとする。

- 2 既に同一資金によって融資を受けている者は、融資限度額の範囲内で更に融資の申込みをすることができる。

(信用保証協会の役割)

第15条 信用保証協会は、取扱金融機関から保証の要請を受けたときは、速やかに信用調査を行い、保証を付することが適当と認めたものについては、取扱金融機関へ保証の承諾を行うものとする。

- 2 信用保証協会は、中小企業者から融資のあっせんの申込みを受けたときは、速やかに信用調査を行い、保証を付することが適当と認めた者については、取扱金融機関へ融資のあっせんを行うものとする。
- 3 信用保証協会は、毎月10日までに前月中の保証状況及び代位弁済状況を、市長に報告するものとする。

(取扱金融機関の役割)

第16条 取扱金融機関は、中小企業者等から融資の申込み又は信用保証協会から融資のあっせんを受けたときは、速やかに審査し適当と認めた者に融資を行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、利用者に歩積両建の預金を要求してはならない。
- 3 取扱金融機関は、融資制度のうち保証を付さない融資を新規に実行したとき又はこの融資残高を有しているときは、市長に「融資状況報告書」(第1号様式)により毎月10日までに融資状況を報告するものとする。その他融資制度に係る融資状況等の報告を市長が求めたときは、速やかに応じなければならない。
- 4 取扱金融機関は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者が、本要綱に基づく融資について保証承諾を受けた場合(保証金額が1,250万円以下又は保証期間が1年以内のものは除く。)、次の各号に基づきモニタリングを行うものとする。ただし、平成30年4月1日以降に保証申込を受付けたものであるとき又はこの要綱の各節若しくは国が定めた保証制度要綱等に別段の定めがあるときは、この限りではない。なお、本要綱に現在定めていない川崎市中小企業融資制度の融資においても同様とする。
 - (1) 取扱金融機関は、4月1日から9月30日までを上半期、10月1日から3月31日までを下半期とし、融資実行後最初に期首が到来する半期以降、上半期は11月30日まで、下半期は5月31日までに、信用保証協会に対し「業況報告書(第2号(1)様式)」を提出するものとする。なお、必要記載事項を電子データで提出することにより業況報告書の提出に替えることができる。
 - (2) 取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。
- 5 取扱金融機関は、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限り。)の特定中小企業者が、本要綱に基づく融資について保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、次の各号に基づきモニタリングを行うものとする。ただし、この要綱の各節又は国が定めた保証制度要綱等に別段の定めがあるときはこの限りではない。なお、本要綱に現在定めていない川崎市中小企業融資制度の融資においても同様とする。
 - (1) 令和4年10月1日以降に保証申込を受付けたものを対象とする。
 - (2) 取扱金融機関は、4月1日から9月30日までを上半期、10月1日から3月31日までを下半期とし、融資実行後最初に期首が到来する半期以降、上半期は11月30日まで、下半期は5月31日までに、信用保証協会に対し「業況報告書(第2号(2)様式)」を電子媒体で報告するものとする。
 - (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
 - (4) 取扱金融機関が第2号に定める報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に対し提出するものとする。
- 6 その他必要な事項は、融資制度ごとに定める。

(繰上償還)

第17条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合において、融資資金の繰上償還の措置をする必要があると認めたときは、その者及び取扱金融機関に指示するものとする。

- (1) 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき
- (2) 融資を受けた資金を、この要綱に定める資金使途以外に使用したとき
- (3) 他の債務に仮差押え、仮処分若しくは強制執行を受けたとき又は民事再生手続開始若しくは会社更正手続開始の申立てをしたとき
- (4) 融資対象設備を市長の許可なくして他に譲渡したとき
- (5) 借受者が市内に事業所を有しなくなったとき
- (6) 融資の対象となった事業と明らかに異なる事業を行っているとき又は事業を中止したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に基づき融資を継続することが不当と認める事実があったとき

(特別措置)

第18条 著しい経済情勢の変化その他特別の理由により、暫定的な特別融資措置を講ずる公益上の必要がある場合には、市長は、この要綱に準じて別に定める要領に基づき特別融資制度を設けるものとする。

(その他)

第19条 借受者は、市長が必要と認める検査を受け入れ又は指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは速やかに応じなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、融資制度に関する必要な事項は市長が定める。

第2章 融資制度の内容及び手続等

第1節 振興資金

(目 的)

第20条 事業活動に必要な資金を融資し、その近代化と経営基盤の確立を促進し、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(融資条件)

第21条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。ただし、協調支援型特別資金はこの要綱の定めのない事項については、国の全国統一保証制度である協調支援型特別保証制度要綱によるものとし、取扱期間については、令和7年4月1日以降に融資申し込みをし、令和10年3月31日までに信用保証協会が保証申し込みを受付けたものとする。

融 資 対 象 者	次に掲げる資金のいずれかに該当する者 (1) 振興資金 第2条に定める中小企業者等 (2) 設備強化支援資金 第2条に定める中小企業者等であって、設備の設置、更新等を行う者 (3) 短期継続資金 第2条に定める中小企業者等であって、次の全てに該当するもの ア 1期以上の決算（確定申告を含む）を行っていること イ 保証申込時点で1年以上の与信取引があること ウ 既存債務の返済条件緩和が行われていないこと エ 直近の決算において債務超過となっていないこと オ 信用保証協会の保証付き短期継続保証制度を利用中でないこと（本資金で借換する場合を除く。） (4) 協調支援型特別資金 第2条に定める中小企業者等であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
申 込 方 法	協調支援型特別資金は第14条の規定にかかわらず、金融機関経由に限る。
資 金 使 途	(1) 振興資金 運転資金、設備資金 (2) 設備強化支援資金 設備資金 (3) 短期継続資金 運転資金（本資金及び信用保証協会の保証付き短期継続保証制度以外からの借換は不可） (4) 協調支援型特別資金 事業資金（運転資金、設備資金）
融 資 限 度 額	(1) 振興資金、(2) 設備強化支援資金 個人・法人 2億円 組 合 4億円 (3) 短期継続資金 個人・法人 5,000万円。ただし、1事業者1口とし、原則として直近決算の平均月商の2倍以内とする。 (4) 協調支援型特別資金 個人・法人 2.8億円 組 合 4.8億円

融 資 期 間	(1) 振興資金 短期資金 運転・設備資金 1年以内（うち据置期間 6か月以内） 長期資金 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置期間 1年以内） (2) 設備強化支援資金 設備資金 15年以内（うち据置期間 1年以内） (3) 短期継続資金 1年以内（一括返済のみ） (4) 協調支援型特別資金 a 一括返済の場合 1年以内とする。 b 分割返済の場合 運転資金 10年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金（運転設備資金） 10年以内（うち据置期間 3年以内）
保 証 人 ・ 担 保	個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 ただし、短期継続資金は、更新に際して、「融資対象者」エの要件に該当しない場合又は保証金額が直近決算書の平均月商の2倍を超える場合であっても、担保を提供することにより更新することができる。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
信 用 保 証	原則として信用保証協会の信用保証を付すものとする。
取扱金融機関の 責務及び報告	「融資対象者」(4) 協調支援型特別資金のイにおいて、当該資金を取り扱う金融機関は、次のとおり、責務を果たし、報告を行わなければならない。 (1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から経営状況等の報告を受けるものとする。 (2) 金融機関は、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 (4) 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
資 格 の 確 認 等	協調支援型特別資金の融資を受けようとする者は、以下の書面を取扱金融機関及び信用保証協会に提出しなければならない。 (1) 申込人資格要件申告書兼誓約書（様式第22号） (2) 「融資対象者」イについては経営行動計画書（様式第23号） ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。

第2節 小規模事業資金

(目 的)

第22条 小規模の事業を営む者に対し、事業活動に必要な長期安定資金を融資し、もって小規模企業の振興に資することを目的とする。

(融資条件)

第23条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。

融 資 対 象 者	第2条第2項に定める小規模事業者、同条第3項に定める小規模企業者又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行う者								
資 金 使 途	<table border="0"> <tr> <td>(1) 小規模事業資金</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>(2) 小規模事業資金（短期サポート型）</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>(3) 小規模事業資金（小口サポート型）</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>(4) 小規模事業資金（ミニ）</td><td>運転資金</td></tr> </table>	(1) 小規模事業資金	運転資金、設備資金	(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	運転資金、設備資金	(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	運転資金、設備資金	(4) 小規模事業資金（ミニ）	運転資金
(1) 小規模事業資金	運転資金、設備資金								
(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	運転資金、設備資金								
(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	運転資金、設備資金								
(4) 小規模事業資金（ミニ）	運転資金								
融 資 限 度 額	<table border="0"> <tr> <td>(1) 小規模事業資金</td><td>3,500万円</td></tr> <tr> <td>(2) 小規模事業資金（短期サポート型）</td><td>2,000万円</td></tr> <tr> <td>(3) 小規模事業資金（小口サポート型）</td><td>2,000万円</td></tr> <tr> <td>(4) 小規模事業資金（ミニ）</td><td>300万円</td></tr> </table>	(1) 小規模事業資金	3,500万円	(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	2,000万円	(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	2,000万円	(4) 小規模事業資金（ミニ）	300万円
(1) 小規模事業資金	3,500万円								
(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	2,000万円								
(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	2,000万円								
(4) 小規模事業資金（ミニ）	300万円								
融 資 期 間	<table border="0"> <tr> <td>(1) 小規模事業資金</td><td>8年以内（うち据置期間 1年以内）</td></tr> <tr> <td>(2) 小規模事業資金（短期サポート型）</td><td>1年以内（うち据置期間 6か月以内）</td></tr> <tr> <td>(3) 小規模事業資金（小口サポート型）</td><td>5年以内（うち据置期間 1年以内）</td></tr> <tr> <td>(4) 小規模事業資金（ミニ）</td><td>4年以内（うち据置期間 6か月以内）</td></tr> </table>	(1) 小規模事業資金	8年以内（うち据置期間 1年以内）	(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	1年以内（うち据置期間 6か月以内）	(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	5年以内（うち据置期間 1年以内）	(4) 小規模事業資金（ミニ）	4年以内（うち据置期間 6か月以内）
(1) 小規模事業資金	8年以内（うち据置期間 1年以内）								
(2) 小規模事業資金（短期サポート型）	1年以内（うち据置期間 6か月以内）								
(3) 小規模事業資金（小口サポート型）	5年以内（うち据置期間 1年以内）								
(4) 小規模事業資金（ミニ）	4年以内（うち据置期間 6か月以内）								
保 証 人 ・ 担 保	個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。								
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。								

第3節 小口零細対応小規模事業資金

(目 的)

第24条 信用保証協会と取扱金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境の変化を受けやすい小規模零細事業者に対して、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を活用し、事業活動に必要な長期安定資金を融資し、もって小規模企業の振興に資することを目的とする。

(融資条件)

第25条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。この要綱の定めのない事項については、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度要綱によるものとする。

融 資 対 象 者	第2条第3項に定める小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第3項第7号に該当する者を除く。）で次に掲げる各号のいずれかに該当する者 (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（(2)に掲げるものを除く。） (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う者 (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行う者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者 (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の者 (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者 (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者（上記(1)から(5)に掲げるものを除く。）
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円 ただし、全国の信用保証協会の既存保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間 1年以内）
保 証 人 ・ 担 保	個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。

第4節 経営安定資金

(目 的)

第26条 経済環境の変化により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、事業活動に必要な資金を融資し、経営の安定に寄与することを目的とする。

(融資条件)

第27条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。

- 2 危機対策資金は、この要綱の定めのない事項について、国の全国統一保証制度である危機関連保証制度要綱によるものとする。
- 3 災害対策資金及び借換支援資金のうち、東日本大震災復興緊急保証を付す場合は、この要綱の定めのない事項について、国の全国統一保証制度である東日本大震災復興緊急保証制度要綱によるものとする。
- 4 条件変更改善型借換資金は、この要綱の定めのない事項について、国の全国統一保証制度である借換保証制度要綱によるものとする。
- 5 経営改善サポート型企業再建資金は、この要綱に定めのない事項について、国の全国統一保証制度である事業再生計画実施関連保証制度要綱によるものとする。
- 6 伴走支援型経営力強化資金は、この要綱に定めのない事項について、国の全国統一保証制度である経営力強化保証制度要綱によるものとする。

融 資 対 象 者	第2条に定める中小企業者等で、次に掲げる資金のいずれかに該当する者 (1) 不況対策資金 ア 不況対策資金（5年型） (ア) 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益、平均売上総利益率、平均営業利益及び平均営業利益率のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している者 (イ) 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している者 (ロ) 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している者、若しくは、平均売上総利益（率）及び平均営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している者 (エ) 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている者 (オ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者 イ 不況対策資金（10年型） (ア) 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益、平均売上総利益率、平均営業利益及び平均営業利益率のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している者 (イ) 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している者 (ロ) 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している者、若しくは、平均売上総利益（率）及び平均営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している者 (エ) 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている者 (オ) 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している者及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である者 (カ) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた者 (キ) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号、第5号、第6号、第7号又は第8号の認定を受けた者
-----------	---

融 資 対 象 者	(7) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の認定を受けた者 (2) 危機対策資金 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた者 (3) 災害対策資金 ア 災害対策資金 (7) 火災、風水害等の被害を受けている者 (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた者 イ 激甚災害対策資金 国が指定した激甚災害の被害を受けている者 (4) 借換支援資金 ア 借換支援資金 既往借入金（融資制度の融資及び信用保証協会の保証付融資の融資残高をいう。以下同じ。）の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる者 イ 条件変更改善型借換資金 既往借入金の全部又は一部について、返済条件を緩和している者であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 (5) 企業再建資金 ア 企業再建資金 再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等 (7) 神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする者 (4) 信用保証協会が設置する再生審査会が当該中小企業者の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする者 (6) 信用保証協会が設置する創業・再挑戦審査会が当該中小企業者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は設立の日以後5年を経過していない会社に限る。）の事業活動の促進に資すると見込まれるものとして答申を行った経営計画を実行する者 イ 経営改善サポート型企業再建資金（事業再生計画実施関連保証利用） 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの。 (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (4) 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (6) 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 (エ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
-----------	---

融 資 対 象 者	(ウ) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画 (エ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画 (オ) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (カ) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの (キ) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (ク) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 (ケ) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 (コ) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 注：上記(ア)～(シ)の事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 a 債権者間の合意がとれているもの b 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 (6) 伴走支援型経営力強化資金 ア （一般関係）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 イ （経営安定関連保証5号）中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受け、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等
申 込 方 法	(1) 経営改善サポート型企业再建資金は第14条の規定にかかわらず、金融機関経由に限る。ただし、申込人が「融資対象者(5)イ経営改善サポート型企业再建資金の(サ)」に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込とする。 (2) 伴走支援型経営力強化資金は第14条の規定にかかわらず、金融機関経由に限る。
資 金 使 途	(1) 不況対策資金（5年型、10年型） 運転資金、設備資金 ただし、融資対象者の項目中(1)イ不況対策資金（10年型）の(ウ)及び(カ)については運転資金に限る。 (2) 危機対策資金 運転資金、設備資金 (3) 災害対策資金、激甚災害対策資金 運転資金、設備資金 (4) 借換支援資金、条件変更改善型借換資金 運転資金

資 金 使 途	(5) 企業再建資金 ア 企業再建資金 運転資金、設備資金 イ 経営改善サポート型企業再建資金 運転資金、設備資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。 (6) 伴走支援型経営力強化資金 ア (一般関係) 事業資金(運転資金・設備資金) イ (経営安定関連保証5号) 経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金(※)を借り換える場合に限る。ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。 (※) 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。 ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ・保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金 ・経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
融 資 限 度 額	(1) 不況対策資金(5年型) 3,000万円 (2) 不況対策資金(10年型) 原則として 8,000万円 (3) 危機対策資金 2億8,000万円 (4) 災害対策資金 ア 災害対策資金 原則として 8,000万円 イ 激甚災害対策資金 2億8,000万円 (5) 借換支援資金(借換支援資金及び条件変更改善型借換資金を合わせて) 原則として 2億8,000万円 (6) 企業再建資金 ア 企業再建資金 2億8,000万円 イ 経営改善サポート型企業再建資金 2億8,000万円 (7) 伴走支援型経営力強化資金 1億円 (8) なお、中小企業信用保険法第2条第5項の各号に基づく認定を受けた者は、別枠保証を利用するものとする。(上記(1)、(2)、(4)ア及び(5)については一般保証とは別枠でそれぞれの融資限度額まで利用することができる。)
融 資 期 間	(1) 不況対策資金(5年型) 5年以内(うち据置期間 1年以内) (2) 不況対策資金(10年型)、災害対策資金、激甚災害対策資金、借換支援資金(条件変更改善型借換資金を除く。) 10年以内(うち据置期間 1年以内) ただし、災害対策資金及び激甚災害対策資金のうち、令和元年東日本台風により被害を受けた場合は、設備資金15年以内(うち据置期間 1年以内)

融 資 期 間	(3) 危機対策資金 10年以内（うち据置期間 2年以内） (4) 条件変更改善型借換資金 15年以内（うち据置期間 1年以内） ただし、新規融資を含む場合、据置期間は2年以内 (5) 企業再建資金 ア 企業再建資金 10年以内（うち据置期間 1年以内） イ 経営改善サポート型企業再建資金 a 一括返済の場合 1年以内とする。 b 分割返済の場合 15年以内とする。（うち据置期間 1年以内） (6) 伴走支援型経営力強化資金 a 一括返済の場合 1年以内とする。 b 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内とする。ただし、本資金によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内とする。（据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内）
保 証 人 ・ 担 保	個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。
取 扱 金 融 機 関 の 責 務 及 び 報 告	(1) 条件変更改善型借換資金を取り扱う金融機関は、次のとおり、責務を果たし、報告を行わなければならない。 ア 金融機関は中小企業者等から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。 イ 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。 ただし、金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。 ウ 金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 エ 金融機関は中小企業者等の計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

取扱金融機関の責務及び報告	(2) 企業再建資金のうち、経営改善サポート型企業再建資金を取り扱う金融機関は、次のとおり、責務を果たし、報告を行わなければならない。 ア 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。 イ 事業再生の計画が「融資対象者(5)イ経営改善サポート型企業再建資金」に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 ウ 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 エ 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が「融資対象者(5)イ経営改善サポート型企業再建資金」に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。 (3) 伴走支援型経営力強化資金を取り扱う金融機関は、次のとおり、責務を果たし、報告及びEBPMに伴う情報提供をしなければならない。 ア 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。 イ 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。 ウ 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者等の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 エ 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。 ※金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。
----------------------	--

資格の確認等	(1) 不況対策資金（5年型・10年型）の融資を受けようとする者は、「経営安定資金（不況対策資金）融資対象者確認申込・確認書」（第3号様式）又は「経営安定資金（不況対策資金のうち指定倒産）融資対象者確認申込・確認書」（第4号様式）により、取扱金融機関の確認を受けること。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号及び第8号の認定を受けた者並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた者はそれを要しない。 (2) 災害対策資金及び激甚災害対策資金の融資を受けようとする者は、り災証明書を取扱金融機関に提出すること。ただし、災害対策資金については、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた者はそれを要しない。 (3) 借換支援資金の融資を受けようとする者は、「事業計画書」（第5号様式）を取扱金融機関及び信用保証協会に提出しなければならない。条件変更改善型借換資金についてはこれを要しないが、「状況説明書」を取扱金融機関及び信用保証協会に提出しなければならない。 (4) 企業再建資金のうち、経営改善サポート型企业再建資金の融資を受けようとする者は、「融資対象者(5)イ経営改善サポート型企业再建資金」に規定する計画を、取扱金融機関及び信用保証協会に提出しなければならない。 (5) 伴走支援型経営力強化資金の融資を受けようとする者は、以下の書面を取扱金融機関及び信用保証協会に提出しなければならない。 ア 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（第21号様式） イ 事業行動計画書（申込人が策定したもの） 事業行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 (ア) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。 (イ) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定 (ロ) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 (エ) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
--------	--

第5節 産業立地促進資金

(目 的)

第28条 市が定める産業拠点地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）に進出する資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人（以下「中堅事業者」という。）及び中小企業者等に対し、必要な資金を融資し、もって産業の振興に資することを目的とする。

(融資条件)

第29条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。

融 資 対 象 者	次に掲げる資金のいずれかに該当する者 (1) 産業立地促進資金 次のアに該当し、かつイの要件を備える者 ア 中堅事業者、中小企業者及び外資系企業等で、特に市長が認めた者 イ 市が定める新総合計画の内容に適合する者で、次の要件を備える者 (ア) 納期の到来した国税、都道府県税及び市区町村税を完納している者 (イ) 川崎市産業拠点地区指定要領に基づき指定された産業拠点地区に進出し、各産業拠点地区の機能強化及び産業の振興に資すると市長が認めた者、並びに工業専用地域に進出し、製造業に係る工場若しくは事業所又は研究開発施設を設置し、産業の振興に資すると市長が認めた者 (2) 企業立地促進資金 第2条に定める中小企業者等で次に掲げる条件のいずれかに該当する者 ア 土地収用法（昭和26年法律第220号）第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた者のうち市内に立地する者 イ 市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター）に入居した者のうち市内に移転する者
資 金 使 途	運転資金（移転費用等に限る。） 設備資金（土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限る。）
融 資 限 度 額	(1) 産業立地促進資金 運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円 (2) 企業立地促進資金 2億8,000万円
融 資 期 間	(1) 産業立地促進資金 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 15年以内（うち据置期間 1年以内） (2) 企業立地促進資金 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置期間 1年以内）

保 証 人 ・ 担 保	個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
信 用 保 証	(1) 産業立地促進資金 必要により信用保証協会の信用保証を付すものとする。 なお、市内中小企業者以外の者からの申込み、又は信用保証協会の保証限度額を超える申込みの場合は、信用保証を付さずに取り扱うものとする。 (2) 企業立地促進資金 原則として信用保証協会の信用保証を付すものとする。
資 格 の 確 認 等	(1) 産業立地促進資金の融資を信用保証を付して受けようとする者は、「産業立地促進資金融資資格認定申込書」（第6号様式）及び「同意書」（第12号様式）等を、取扱金融機関を経由して市長に提出し、認定を受けなければならない。また、企業診断を併せて受けなければならない。 なお、提出に際し取扱金融機関は「誓約書」（第13号様式）を添えて市長に提出するものとする。 ア 市長は、融資を受けようとする者の事業に関して、事業計画の妥当性及び将来性について企業診断を実施する。また、別に定める川崎市中小企業融資制度融資資格審査会で協議し、融資資格認定の可否を決定する。 イ 市長は、融資資格認定の可否を決定したときは、速やかに申込者に「産業立地促進資金融資資格可否認定書」（第7号様式）を交付するものとする。 (2) 産業立地促進資金の融資を信用保証を付さず受けようとする者は、「産業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書」（第8号様式）を市長に提出し、確認を受けなければならない。 (3) 企業立地促進資金の融資を融資対象者の項中(2)アの条件により受けようとする者は、「企業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書」（第9号様式）を市長（提出先：経済労働局経営支援部経営支援課）に提出し、確認を受けなければならない。 (4) 企業立地促進資金の融資を融資対象者の項中(2)イの条件により受けようとする者は、「企業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書」（第9号様式）を市長（提出先：経済労働局イノベーション推進部）に提出し、確認を受けなければならない。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。

借受者の役割	借受者は、工事が完了した場合、又は計画変更等を行う場合、次により金融機関を経由して届け出るものとする。 (1) 工事完了後は、速やかに「産業立地促進資金工事完了届」（第10号様式）を市長に提出するものとする。 (2) 認定の際の届出時期と異なり、工事等の完了が見込めないときには、あらかじめ理由を記した書面を市長に提出し、承認を受けるものとする。 (3) 計画を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。 (4) 名称、代表者、所在地等に変更が生じた場合は、「産業立地促進資金変更届出書」（第11号様式）を市長に提出するものとする。
--------	--

第6節 創業支援資金

(目 的)

第30条 開業等市場参入に必要な資金を融資し、企業の育成を図ることを目的とする。

(融資条件)

第31条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。ただし、スタートアップ創出促進資金は、この要綱の定めのない事項について、国の全国統一保証制度であるスタートアップ創出促進保証制度要綱によるものとする。

融 資 対 象 者	第2条に定める中小企業者等で、次に掲げる資金のいずれかに該当する者のうち、個人にあっては市内に主たる事業所を設けた者、法人にあっては市内に法人登記（支店を含む。）した者。ただし、個人にあっては市内に主たる事業所を設ける予定の者、法人にあっては市内に登記（支店を含む。）する予定の者についても融資申込みを行うことができるものとする。ただし、次の(1)について、中小企業信用保険法第2条第1項第6号及び第3項第7号に該当するものは除く。 (1) アーリーステージ対応資金 ア アーリーステージ対応資金 (ア) 次に掲げる各号のいずれかに該当する者 a 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法に基づく認定特定創業支援事業（以下、「認定特定創業支援事業」という。）による支援を受けて創業しようとする者にあつては、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 b 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者にあつては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 c 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、その日以後5年を経過していない者 d 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者 (イ) 前号(ア)に該当しない者であつて、次に掲げる各号のいずれかに該当する者 a 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する者 b 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、その設立の日以後5年を経過していない者 (ウ) 上記(ア) c に規定する創業者であつて新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない者。 (エ) 前号(ア)、(イ)、(ウ)に該当しない者であつて、次に掲げる各号のいずれかに該当する者 a 個人であつて、新たに事業を開始した日以後1年を経過していない者 b 新たに設立された会社であつて、その設立の日以後1年を経過していない者 イ 女性・若者・シニア起業家支援資金 上記(1) (ア)、(イ)、(ウ) の各号のいずれかに該当する者で、代表者が女性、若者（30歳未満）又はシニア（50歳以上）である者
-----------	---

融 資 対 象 者	(2) スタートアップ創出促進資金 ア 次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 (ア) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第3号）。 (イ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法第2条第31項第5号）。 (ウ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（産業競争力強化法第2条第31項第4号）。 (エ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（産業競争力強化法第2条第31項第6号）。 (オ) 産業競争力強化法第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（同法第129条第2項）。 イ 上記アに加え、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。
申 込 方 法	第14条の規定にかかわらず、金融機関経由に限る。
資 金 使 途	(1) アーリーステージ対応資金 運転資金及び設備資金（ただし、市内設備に限る。） (2) スタートアップ創出促進資金 創業者が創業者（産業競争力強化法第129条第2項により創業者とみなされるものを含む。）である期間内に同法第2条第30項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金
融 資 限 度 額	(1) 融資対象者(1) ア アーリーステージ対応資金 (ア)、(イ)、(ウ)、 イ 女性・若者・シニア起業家支援資金、 (2) スタートアップ創出促進資金 3,500万円 (2) 融資対象者(1) ア アーリーステージ対応資金 (エ) 1,000万円 ※ 創業者の創業関連資金については、スタートアップ創出促進保証に加えて他の創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。 また、スタートアップ創出促進保証に加えて、他の制度による創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の中小企業信用保険法第3

融 資 限 度 額	条の2に規定する無担保保険に係る保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合にあっては、無担保保険限度額（8,000万円）以内とする。
融 資 期 間	(1) アーリーステージ対応資金 運転資金 7年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置期間 1年以内） (2) スタートアップ創出促進資金 運転資金・設備資金 10年以内（据置期間は1年以内） ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
保 証 人 ・ 担 保	(1) アーリーステージ対応資金 個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。 法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。 (2) スタートアップ創出促進資金 保証人は不要とする。 物的担保は不要とする。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合（ただし、スタートアップ創出促進資金を除く）については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。

資格の確認等	(1) アーリーステージ対応資金の融資を受けようとする者で、融資申込額800万円以下の者、税務申告を1期以上終えている者、アーリーステージ対応資金を再利用する者で当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある者、又はかわさき起業家オーディションにおいて、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）の審査委員会が主催者賞に選定されてから1年以内の者（以下、「財団オーディション主催者賞選定者」という。） 当該融資を受けようとする者は、信用保証協会所定の申込資料のほか、「創業計画書」（第15号様式）に必要書類を添え、取扱金融機関を経由して信用保証協会に提出するものとする。 なお、税務申告を1期以上終えている者については、「創業計画書」（第15号様式）の提出を省略することができる。 「財団オーディション主催者賞選定者」にあつては、その選定の事実が客観的に証明できる資料を併せて提出するものとする。 (2) アーリーステージ対応資金の融資を受けようとする者で、融資申込額800万円を超える者のうち、税務申告1期末終了の者、又はアーリーステージ対応資金を再利用する者で当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがない者 市長は、当該融資を受けようとする者の事業計画の推進を支援するため、企業診断を実施する。 当該融資を受けようとする者は、「川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書」（第14号様式）及び「創業計画書」（第15号様式）に必要書類を添え、取扱金融機関を経由して市長に提出し、企業診断を受けなければならない。 なお、企業診断を受けた者については、融資実行後6か月から1年以内にフォローアップ企業診断を受けられるものとする。 (3) スタートアップ創出促進資金の融資を受けようとする者 当該融資を受けようとする者は、「創業計画書」（第16号様式）に必要書類を添え、取扱金融機関を経由して、信用保証協会に提出しなければならない。 ※ 認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする者は、支援を受けたことの市区町村長による証明書を信用保証協会に提出しなければならない。 ※ 経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合（ただし、スタートアップ創出促進資金を除く）については、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。
取扱金融機関の責務及び報告	スタートアップ創出促進資金 (1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。 (2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。 なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

第7節 流動資産担保資金

(目 的)

第32条 中小企業が有する売掛債権及び棚卸資産（以下「流動資産」という。）を担保とした融資を行い、中小企業の資金調達の多様化及び円滑化に資することを目的とする。

(融資条件)

第33条 この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとする。ただし、この要綱の定めのない事項について、国の全国統一保証制度である流動資産担保融資保証制度要綱によるものとする。

融 資 対 象 者	第2条に定める中小企業者等で事業者に対する流動資産を保有する者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額	2億5,000万円
融 資 期 間	1年以内
保 証 人 ・ 担 保	保証人は不要とする。 担保は流動資産を徴する。
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。 ただし、保証割合は80%、保証限度額は2億円である。

第8節 事業承継特別保証資金

(目 的)

第34条 本資金は、国が全国統一制度として定めた事業承継特別保証制度を活用し、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、また、信用保証料を補助することにより、本市中小企業者の円滑な事業承継を支援することを目的とする。

(融資条件)

第35条 この資金の融資は、他の条文にかかわらず、次表に掲げるところにより行うものとする。
なお、この要綱に定めのない事項について、国の全国統一保証制度である事業承継特別保証制度要綱によるものとする。

融 資 対 象 者	市内に主たる事業所等があり、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者等とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限り。）から3年以内に保証申込みを行うものに限り。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日（注1）時に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② E B I T D A有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと （注1）申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 （注2）E B I T D A有利子負債倍率 $= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$
資 金 使 途	事業資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 「融資対象者(1)」に該当する中小企業者にあつては、保証人（個人に限る。以下の次号において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 (2) 「融資対象者(2)」に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。
申 込 方 法	第14条の規定にかかわらず、以下の方法で申込みものとする。 (1) 金融機関経由 (2) 申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限り。

融 資 限 度 額	法人 2億8,000万円 (組合等の場合は4億8,000万円)
融 資 期 間	(1) 一括返済の場合 1年以内とする。 (2) 分割返済の場合 10年以内(据置期間は1年以内とする。)とする。
保 証 人・担 保	保証人は不要とする。 担保は必要に応じて徴する。
信 用 保 証	信用保証協会の信用保証を付すものとする。
資 格 の 確 認 等	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の(1)及び(2)の所定の書面を添付するものとする。 ただし、既往借入金を借り換える場合にあっては(3)、既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは(4)、信用保証料の市からの全額補助を受ける場合にあっては(5)の所定の書面を(1)及び(2)に加えてそれぞれ添付するものとする。 (1) 事業承継計画書(第17号様式) (2) 財務要件等確認書(第18号様式) (3) 借換債務等確認書(第19号様式) (4) 他行借換依頼書兼確認書(第20号様式) (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

(委 任)

第36条 この要綱の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成9年3月13日8川経金第203号)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

川崎市中小企業振興資金融資要綱	(昭和47年4月1日施行)
川崎市中小企業経営安定資金融資要綱	(昭和54年4月1日施行)
川崎市中小企業まちづくり対策資金融資要綱	(平成3年4月1日施行)
川崎市中小企業新事業開拓資金融資要綱	(平成元年12月1日施行)
川崎市産業立地促進資金融資要綱	(平成7年10月1日施行)

附 則 (平成9年7月31日9川経支第250号)

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月21日9川経支第419号)

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月11日9川経支第547号)

この要綱は、平成10年3月16日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日9川経支第584号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 （平成10年5月20日10川経支第95号）
この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則 （平成10年6月10日10川経支第140号）
この要綱は、平成10年6月15日から施行する。

附 則 （平成10年5月20日10川経支第95号）
この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 （平成10年9月30日10川経支第272号）
この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 （平成10年12月9日10川経支第382号）
この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月24日10川経支第591号）
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年9月7日11川経支第340号）
この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 （平成12年3月6日11川経支第557号）
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成12年12月18日12川経支第231号）
この要綱は、平成12年12月25日から施行する。

附 則 （平成13年2月27日12川経支第288号）
この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則 （平成13年12月11日13川経融第225号）
この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附 則 （平成14年2月27日13川経融第279号）
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年3月13日14川経融第276号）
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年2月25日15川経融第273号）
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月8日16川経融第242号）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月2日17川経融第398号）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月1日18川経融第393号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年9月3日19川経融第175号）
この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 （平成20年2月27日19川経融第331号）
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年7月4日20川経融第125号）
この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 （平成20年9月11日20川経融第200号）
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 （平成20年10月31日20川経融第261号）
この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

附 則 （平成20年11月27日20川経融第290号）
この要綱は、平成20年11月27日から施行する。

附 則 （平成21年3月16日20川経融第363号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年4月24日21川経融第38号）
この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附 則 （平成21年6月5日21川経融第95号）
この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則 （平成21年7月1日21川経融第116号）
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月23日21川経融第355号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年10月26日22川経融第149号）
この要綱は、平成22年10月26日から施行する。

附 則 （平成23年3月18日22川経融第280号）
この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

附 則 （平成23年3月16日22川経融第262号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年4月19日23川経融第28号）
この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附 則 （平成23年5月30日23川経融第67号）
この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 （平成23年9月15日23川経融第167号）
この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月2日23川経融第293号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日23川経融第344号）
この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 （平成24年8月1日24川経融第119号）
この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 （平成24年8月31日24川経融第147号）
この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 （平成24年9月18日24川経融第160号）
この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 （平成25年2月19日24川経融第297号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年9月20日25川経融第134号）
この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則 （平成26年2月20日25川経融第246号）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月29日26川経融第119号）
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 （平成26年11月20日26川経融第151号）
この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 （平成27年2月18日26川経融第206号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月25日27川経融第142号）
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 （平成28年2月18日27川経融第229号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年10月11日28川経融第124号）
この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 （平成29年2月14日28川経融第184号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年2月21日29川経融第153号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年9月25日30川経融第93号）
この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

附 則 （平成30年12月27日30川経融第136号）
この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

附 則 （平成31年2月28日30川経融第162号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日31川経融第31号）
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 （令和元年年8月6日31川経融第73号）
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和元年10月25日31川経融第99号）
この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

附 則 （令和2年3月2日31川経融第171号）
この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 （令和2年3月2日31川経融第180号）
この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則 （令和2年2月12日31川経融第148号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月22日2川経融第251号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年8月24日3川経融第187号）
この要綱は、令和3年8月24日から施行し、令和3年8月2日から適用する。

附 則 （令和4年3月14日3川経融第450号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月26日4川経融第55号）
この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年9月28日4川経融第238号）
この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

- 附 則 （令和5年3月14日4川経融第480号）
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 - 2 川崎市事業承継特別保証資金要綱は、廃止する。（令和2年4月1日施行）

附 則 （令和6年3月11日5川経融第505号）
この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

- 附 則 （令和6年6月19日6川経融第143号）
- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
 - 2 川崎市伴走支援型経営改善資金要綱は、廃止する。（令和3年2月22日市長決裁2川経融第250号
令和3年4月1日施行）

附 則 （令和6年9月2日6川経融第287号）
この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則 （令和7年1月1日6川経融第432号）
この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

- 附 則 （令和7年3月11日6川経融第519号）
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
 - 2 川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金要綱は、廃止する。（令和2年5月15日施行）

別表第1（第5条関係）

取扱金融機関一覧表

制度名 金融機関名	振興資金	小規模事業 資金（注1）	経営安定 資金	産業立地 促進資金	創業支援 資金（注2）	流動資産担 保資金	事業承継 特別保証 金
みずほ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○	○	○	○	○
りそな銀行	○	○	○	○	○	○	○
群馬銀行	○	○	○	○	○	○	○
きらぼし銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜銀行	○	○	○	○	○	○	○
山梨中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡銀行	○	○	○	○	○	○	○
阿波銀行	○	○	○	○	○	○	○
三井住友信託銀行	○	○	○	○	○	○	○
東日本銀行	○	○	○	○	○	○	○
神奈川銀行	○	○	○	○	○	○	○
静岡中央銀行	○	○	○	○	○	○	○
徳島大正銀行	○	○	○	○	○	○	○
横浜信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
かながわ信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
湘南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
川崎信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
さわやか信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
芝信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
西武信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
城南信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
世田谷信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
多摩信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
商工組合中央金庫	○	○	○	○	○	○	○
合 計	26	26	26	26	26	26	26

（注1） 小口零細対応小規模事業資金を含む。

（注2） 第31条創業支援資金において財団オーディション主催者賞対象者として利用できる取扱金融機関は、三菱UFJ銀行及び山梨中央銀行を除く。

信用保証料率一覧表

(令和7年4月1日現在)

最終的な保証料率の適用は、個別中小企業者の定性要因等を加味し、信用保証協会が決定するものであり、次に記載されている基本保証料率及び特別保証料率はそれぞれ標準的な保証料率である。

(全体的な留意事項)

- ※1 事業者が定性要因等による保証料率の割引を受ける場合も、上記一覧表に記載された市補助料率を適用する。
- ※2 ●は責任共有保証料率適用の場合、◎は責任共有外保証料率適用の場合を指す。
- ※3 B/Sなしは貸借対照表を作成していない者に適用される保証料率である。
- ※4 利用条件によっては、「有担保保証による割引(担保割引)」及び「会計処理による割引(会計参与設置会社の割引)」が適用され、信用保証協会により、信用保証料率が各0.1%割引されることがある。市補助料率と信用保証協会による割引の結果、借受者の負担する保証料率が0%を下回る場合は、0%となるよう市の補助料率を減らす。

【SDGs・脱炭素化取組支援融資について】

- 各資金に補助がある場合には、通常の補助後の特別保証料率に対し、割合(30%又は60%)を乗じた補助率を適用する。
SDGs取組支援融資及び脱炭素化取組支援融資(30%型)は特別保証料率に30%を乗じた(小数点第4位切捨て)補助率とする。表の表記は「(SDGs30%)又は(脱炭素化30%)」とする。
SDGs取組支援融資と脱炭素化取組支援融資(30%型)は併用可能で、併用の場合は特別保証料率に60%を乗じた(小数点第4位切捨て)補助率とする。表の表記は「(SDGs30%・脱炭素化30%併用60%)」とする。
脱炭素化取組支援融資(100%型)は単体で100%補助となり、事業者負担はゼロとなる。表の表記は「(脱炭素化100%)」とする。
- SDGs取組支援融資は、「かわさきSDGsパートナー」制度において認証を得た者(ゴールドパートナー)が対象
- 脱炭素化取組支援融資(30%型)は、川崎市「脱炭素行動宣言」または「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の認証を受けた者が対象
- 脱炭素化取組支援融資(100%型)は、「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」の認定を受けた者、川崎市の「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象事業者、「川崎CNブランド」の認定を受けた者が対象
- 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」の認定または川崎市「脱炭素行動宣言」の認証が取り消された(取り下げを含む)者は、「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象事業者になった場合を除き、脱炭素化取組支援融資を利用することはできない。
- 2～4の要件を確認するため、SDGs取組支援融資や脱炭素化取組支援融資を利用したい者は、「SDGs・脱炭素化取組支援融資資格要件等届出書」(様式第24号)及び添付書類を、取扱金融機関を通じ信用保証協会へに提出する。

【事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合】

経済産業省令(中小企業信用保険法施行規則)で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合(ただし、選択できる制度に限る。)、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおり保証料率(市補助がある場合は特別保証料率)に0.250%または0.450%を上乗せする。なお、市の補助及び信用保証協会の割引の対象外とする。

1 基本保証料率表(年率)

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
責任共有 保証料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
責任共有外 保証料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500	1.350	1.000

※責任共有保証料率:責任共有制度対象の保証料率、責任共有外保証料率:責任共有制度対象外の保証料率

※基本保証料率表(年率)の適用資金:振興資金及び短期継続資金(SDGs・脱炭素化取組支援融資を除く)、産業立地促進資金、借換支援資金(条件変更改善型含む)の8000万超、アールステージ対応資金(一般保証分)

2 特別保証料率を適用する資金

(1) 振興資金(設備強化支援資金、協調支援型特別資金除く)※短期継続資金含む

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	0.570	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.345	0.300
	特別保証料率	1.330	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.805	0.700
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.140	1.050	0.930	0.810	0.690	0.600	0.480	0.360	0.270	0.690	0.600
	特別保証料率	0.760	0.700	0.620	0.540	0.460	0.400	0.320	0.240	0.180	0.460	0.400
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000

(2) 振興資金(設備強化支援資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.650	0.520	0.390	0.292	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403	0.350	0.280	0.210	0.158	0.403	0.350
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.800	0.640	0.480	0.360	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230	0.200	0.160	0.120	0.090	0.230	0.200
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000

※特別保証料率から、信用保証協会が最大0.200の料率引下げを行う。ただし、この引下げには担保割引及び会計参与設置会社の割引を含む。

(3) 振興資金(協調支援型特別資金)

ア 協調枠 令和7年4月1日～令和8年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	-
	特別保証料率	0.950	0.880	0.780	0.680	0.580	0.500	0.400	0.300	0.230	0.580	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	-
	市補助料率	0.285	0.264	0.234	0.204	0.174	0.150	0.120	0.090	0.069	0.174	-
	特別保証料率	0.665	0.616	0.546	0.476	0.406	0.350	0.280	0.210	0.161	0.406	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	-
	市補助料率	0.570	0.528	0.468	0.408	0.348	0.300	0.240	0.180	0.138	0.348	-
	特別保証料率	0.380	0.352	0.312	0.272	0.232	0.200	0.160	0.120	0.092	0.232	-
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.950	0.870	0.770	0.670	0.570	0.500	0.400	0.300	0.220	0.570	-
	市補助料率	0.950	0.880	0.780	0.680	0.580	0.500	0.400	0.300	0.230	0.580	-
	特別保証料率	0.000										-

令和8年4月1日～令和9年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	-
	特別保証料率	1.270	1.170	1.040	0.900	0.770	0.670	0.540	0.400	0.300	0.770	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	-
	市補助料率	0.381	0.351	0.312	0.270	0.231	0.201	0.162	0.120	0.090	0.231	-
	特別保証料率	0.889	0.819	0.728	0.630	0.539	0.469	0.378	0.280	0.210	0.539	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	-
	市補助料率	0.762	0.702	0.624	0.540	0.462	0.402	0.324	0.240	0.180	0.462	-
	特別保証料率	0.508	0.468	0.416	0.360	0.308	0.268	0.216	0.160	0.120	0.308	-
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.630	0.580	0.510	0.450	0.380	0.330	0.260	0.200	0.150	0.380	-
	市補助料率	1.270	1.170	1.040	0.900	0.770	0.670	0.540	0.400	0.300	0.770	-
	特別保証料率	0.000										-

令和9年4月1日～令和10年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(協調枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	特別保証料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	0.429	0.396	0.351	0.306	0.261	0.225	0.180	0.135	0.102	0.261	-
	特別保証料率	1.001	0.924	0.819	0.714	0.609	0.525	0.420	0.315	0.238	0.609	-
一般保証(協調枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	0.858	0.792	0.702	0.612	0.522	0.450	0.360	0.270	0.204	0.522	-
	特別保証料率	0.572	0.528	0.468	0.408	0.348	0.300	0.240	0.180	0.136	0.348	-
一般保証(協調枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	-
	特別保証料率	0.000										-

イ モニタリング枠 令和7年4月1日～令和10年3月31日保証申込受付まで ※ただし、条件変更分は補助の対象外

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証(モニタリング 枠)● (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	特別保証料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	-
一般保証(モニタリング 枠)● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	0.429	0.396	0.351	0.306	0.261	0.225	0.180	0.135	0.102	0.261	-
	特別保証料率	1.001	0.924	0.819	0.714	0.609	0.525	0.420	0.315	0.238	0.609	-
一般保証(モニタリング 枠)● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	0.858	0.792	0.702	0.612	0.522	0.450	0.360	0.270	0.204	0.522	-
	特別保証料率	0.572	0.528	0.468	0.408	0.348	0.300	0.240	0.180	0.136	0.348	-
一般保証(モニタリング 枠)● (脱炭素化100%) (条件変更補助なし)	料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	-
	国補助料率	0.470	0.430	0.380	0.330	0.280	0.250	0.200	0.150	0.110	0.280	-
	市補助料率	1.430	1.320	1.170	1.020	0.870	0.750	0.600	0.450	0.340	0.870	-
	特別保証料率	0.000										-

(4) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニを除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証 (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575	0.500
一般保証(SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.597	0.397	0.197	0.135	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403				0.315	0.403	0.350
一般保証 (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.770	0.570	0.370	0.270	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230				0.180	0.230	0.200
一般保証 (脱炭素化100%) (保証債務残高 1,500万円以下)●	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
一般保証 (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	0.190	0.175	0.155	0.135	0.115	0.000				0.115	0.500
	特別保証料率	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	1.000	0.800	0.600	0.450	1.035	0.500
一般保証(SDGs30%)又は (脱炭素化30%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	0.703	0.647	0.573	0.499	0.425	0.300	0.240	0.180	0.135	0.425	0.650
	特別保証料率	1.197	1.103	0.977	0.851	0.725	0.700	0.560	0.420	0.315	0.725	0.350
一般保証(SDGs30%・脱 炭素化30%併用60%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	1.216	1.120	0.992	0.864	0.736	0.600	0.480	0.360	0.270	0.736	0.800
	特別保証料率	0.684	0.630	0.558	0.486	0.414	0.400	0.320	0.240	0.180	0.414	0.200
一般保証(脱炭素化 100%) (保証債務残高 1,500万円超)●	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～4、6号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(脱炭素 化100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)●	市補助料率	0.496										0.585
	特別保証料率	0.269										0.315
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)●	市補助料率	0.611										0.720
	特別保証料率	0.154										0.180
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(脱炭素 化100%)●	市補助料率	0.765										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

※保証債務残高には、他の融資制度の保証債務残高を含む。

(5) 小規模事業資金(短期サポート型、小口サポート型及びミニ)・企業立地促進資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
一般保証● (SDGs30%)又は (脱炭素化30%)	市補助料率	1.235	1.137	1.007	0.877	0.747	0.650	0.520	0.390	0.292	0.747	0.650
	特別保証料率	0.665	0.613	0.543	0.473	0.403	0.350	0.280	0.210	0.158	0.403	0.350
一般保証● (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)	市補助料率	1.520	1.400	1.240	1.080	0.920	0.800	0.640	0.480	0.360	0.920	0.800
	特別保証料率	0.380	0.350	0.310	0.270	0.230	0.200	0.160	0.120	0.090	0.230	0.200
一般保証● (脱炭素化100%)	市補助料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450	1.150	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～4、6号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～4、6号)(脱炭素 化100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号) (SDGs30%)又は(脱炭素 化30%)●	市補助料率	0.496										0.585
	特別保証料率	0.269										0.315
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)●	市補助料率	0.611										0.720
	特別保証料率	0.154										0.180
セーフティーネット 保証(5、7、8号)(脱炭素 化100%)●	市補助料率	0.765										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

※企業立地促進資金は、セーフティネット保証(1～8号)、SDGs・脱炭素化取組支援融資 の対象外とする。

(6) 小規模事業資金(小口零細対応小規模事業資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
小口零細企業保証 ◎	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.425	0.225	0.025	0.000	0.675	0.500
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675				0.500	0.675	0.500
小口零細企業保証 (SDGs30%)又は(脱炭 素化30%)◎	市補助料率	1.430	1.300	1.170	1.040	0.877	0.627	0.427	0.227	0.150	0.877	0.650
	特別保証料率	0.770	0.700	0.630	0.560	0.473				0.350	0.473	0.350
小口零細企業保証 (SDGs30%・脱炭素化 30%併用60%)◎	市補助料率	1.760	1.600	1.440	1.280	1.080	0.830	0.630	0.430	0.300	1.080	0.800
	特別保証料率	0.440	0.400	0.360	0.320	0.270				0.200	0.270	0.200
小口零細企業保証 (脱炭素化100%)◎	市補助料率	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500	1.350	1.000
	特別保証料率	0.000										0.000
セーフティーネット 保証(1～8号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(1～8号)(SDGs30%) 又は(脱炭素化30%)◎	市補助料率	0.585										0.585
	特別保証料率	0.315										0.315
セーフティーネット 保証(1～8号)(SDGs 30%・脱炭素化30%併用 60%)◎	市補助料率	0.720										0.720
	特別保証料率	0.180										0.180
セーフティーネット 保証(1～8号)(脱炭素化 100%)◎	市補助料率	0.900										0.900
	特別保証料率	0.000										0.000

(7) 【経営安定資金】不況対策資金(5年型・10年型)・災害対策資金(激甚災害対策資金を除く。)・借換支援資金(条件変更改善型借換資金を除く。)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575	0.500
セーフティーネット 保証(1～4、6号)◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450
セーフティーネット 保証(5、7、8号)●	市補助料率	0.382										0.450
	特別保証料率	0.383										0.450
震災緊急保証◎	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※借換支援資金の特別保証料率は、平成23年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお適用は同資金(条件変更改善型借換資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

※災害対策資金については令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合、市補助料率0.450～1.900、特別保証料率0.000

※災害対策資金については令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号の認定を受けた場合、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(8) 【経営安定資金】危機対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
危機関連保証◎	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※令和2年3月2日から令和3年3月31日(保証申込受付)まで、令和2年新型コロナウイルス感染症による場合、市補助料率0.800、特別保証料率0.000とする。

(9) 【経営安定資金】激甚災害対策資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
災害関係保証◎	市補助料率	0.450										0.450
	特別保証料率	0.450										0.450

※令和元年10月29日から令和2年3月31日(保証申込受付)まで、令和元年台風第19号(東日本台風)により被害を受けた場合は、市補助料率0.900、特別保証料率0.000とする。

(10) 【経営安定資金】伴走支援型経営力強化資金

※責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を借り換える場合も、責任共有対象とする。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証●	市補助料率	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.225	0.575	-
	特別保証料率	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.225	0.575	-
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号) ●	市補助料率	0.382										-
	特別保証料率	0.383										-

ただし、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間に保証申込受付した分は以下の料率とし、条件変更分は補助しない。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証● (条件変更補助なし)	市補助料率	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.315	0.805	-
	特別保証料率	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.135	0.345	-
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号)● (条件変更補助なし)	市補助料率	0.535										-
	特別保証料率	0.230										-

ただし、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に保証申込受付した分は以下の料率とし、セーフティネット保証5号の場合を除き条件変更分は補助しない。

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
経営力強化保証● (条件変更補助なし)	市補助料率	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	0.315	0.805	-
	特別保証料率	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	0.135	0.345	-
経営力強化保証 (セーフティネット保証5号) ●(条件変更補助あり)	市補助料率	0.382										-
	特別保証料率	0.383										-

(11) 【経営安定資金】条件変更改善型借換資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
条件変更改善型 借換保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.425	0.225	0.025	0.000	0.575	-
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575				0.450	0.575	-

※条件変更改善型借換資金の特別保証料率の適用は、同資金(借換支援資金含む。)の保証承諾額(残高)が8,000万円までに限る。

(12) 【経営安定資金】企業再建資金(経営改善サポート型企業再建資金含む)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575	0.500
求償権消滅保証◎ (一般保証扱い)	市補助料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675	0.500
	特別保証料率	1.100	1.000	0.900	0.800	0.675	0.550	0.450	0.350	0.250	0.675	0.500
求償権消滅保証◎ (事業再生保険扱い)	市補助料率	1.100										-
	特別保証料率	1.100										-
求償権消滅保証◎ (創業関係保証扱い)	市補助料率	0.400										-
	特別保証料率	0.400										-
事業再生計画保証● (普通保険・無担保保険)	市補助料率	0.340										0.400
	特別保証料率	0.340										0.400
事業再生計画保証◎ (借換緩和)	市補助料率	0.400										0.400
	特別保証料率	0.400										0.400

※経営改善サポート型企業再建資金は事業再生計画保証のみ

(13) 流動資産担保資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
流動資産担保融資保証●	市補助料率	0.340										-
	特別保証料率	0.340										-

(14) 【創業支援資金】アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
創業関連保証◎	市補助料率	0.500										-
	特別保証料率	0.300										-

※一般保証を適用する場合は基本保証料率表による。

※特別保証料率から、信用保証協会が0.300の料率引下げを行うため、**利用者負担は0.000**となる。

(15) 【創業支援資金】スタートアップ創出促進資金(SSS資金)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし	特別小口 保険◎
スタートアップ創出 促進(SSS)保証◎	市補助料率	0.500										-
	特別保証料率	0.500										-

(16) 事業承継特別保証資金

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	特別小口 保険◎
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	-
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	-
協議会等の判断有り ※●	市補助料率	1.150	1.000	0.850	0.700	0.600	0.500	0.400	0.300	0.200	-
	特別保証料率	0.000									-

※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター(以下、「協議会等」という。))が、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの確認が必要な項目の全てについて満たすものと判断したときは、表に定める料率を適用する。
なお、中小企業信用保険法施行規則第21条の各号に定める事由に該当する場合は除く。

信用保証料率一覧表(廃止した資金のうち保証債務残高があるもの)
※条件変更分のみ補助の対象とする。

(1) 振興資金(事業展開・多角化資金)(令和7年3月31日廃止)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
	特別保証料率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	0.575
一般保証● (SDGs)	市補助料率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.337	0.862
	特別保証料率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.113	0.288
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									
特別小口保険 扱い◎(SDGs)	市補助料率	0.750									
	特別保証料率	0.250									
セーフティーネット 保証(4号)◎	市補助料率	0.450									
	特別保証料率	0.450									
セーフティーネット 保証(4号)(SDGs)◎	市補助料率	0.675									
	特別保証料率	0.225									
セーフティーネット 保証(5号)●	市補助料率	0.382									
	特別保証料率	0.383									
セーフティーネット 保証(5号)(SDGs)●	市補助料率	0.573									
	特別保証料率	0.192									

※セーフティネット保証(4～5号)で、特別小口保険扱いの場合は、市補助料率0.450、特別保証料率0.450。
また、SDGs取組支援融資を利用の場合は、市補助料率0.675、特別保証料率0.225。
※取扱期間は、令和4年4月1日以降に融資申込みをし、令和7年3月31日までに信用保証協会が保証申込みを受付けたものとする。

(2) 創業支援資金 新製品開発・新分野進出支援資金(令和7年3月31日廃止)

区 分		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	B/Sなし
一般保証●	市補助料率	1.100	0.950	0.750	0.550	0.350	0.200	0.000			0.575
	特別保証料率	0.800							0.600	0.450	0.575
特別小口保険 扱い◎	市補助料率	0.500									
	特別保証料率	0.500									

信用保証料率一覧表(廃止した資金のうち保証債務残高があるもの)

※期間外は補助の対象外とする。(条件変更分は元々補助の対象外)

(18) 経営安定資金 (コロナ対応) 伴走支援型経営改善資金
(期間は令和3年4月1日から令和6年6月30日(保証申込受付)まで)

(申込人資格要件)

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。

ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)

イ 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)

ウ 次の(ア)又は(イ)aからfのいずれかに該当すること(注1)(注2)

(ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

(イ)a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

エ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと(注1)

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2: 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。

注3: 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかに
おいて資産超過であること。

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の
資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(信用保証料及び信用保証料補助)

伴走支援型経営改善資金における中小企業者が負担する信用保証料は、信用保証協会が個別中小企業者の定性要因等を加味し決定するア(通常料率)及びイ(経営者保証免除対応)の各表に定める①から⑨までの区分に応じて、借入金額に対し特別保証料率を適用することとする。また、信用保証料補助については、借入金額に対し、ア(通常料率)及びイ(経営者保証免除対応)の各表の国補助料率欄に掲げる率に相当する額を国が補助し、市補助率欄に掲げる率に相当する額を市が補助するものとする。(申込人資格要件)ウについて、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、川崎市中小企業融資制度要綱第10条第2項の規定にかかわらず、国及び市の補助の対象外とする。また、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。

ア 通常料率

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

(ア) 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込入資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

(イ) 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込入資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(ウ) 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(エ) 令和5年1月10日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	0.85								
国補助料率(%)	0.65								
市補助料率(%)	0.10								
特別保証料率(%)	0.10								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助料率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助料率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

イ(経営者保証免除対応)(注3)適用の場合

申込人資格要件ア及びイについて、借入金額に対し次の表1に定める料率を、申込人資格要件ウについて、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率を、また責任共有制度の対象除外の場合は、借入金額に対し次の表3に定める料率をそれぞれ適用することとする。

表1 申込人資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
特別保証料率(%)	0.20								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

表3 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
特別保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

ただし、次の各期間に対応するものについては、それぞれの保証料率を適用するものとする。

(ア) 令和4年7月1日から令和4年9月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

(イ) 令和4年10月1日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込人資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込人資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(ウ) 令和5年1月10日から保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年1月31日までに融資実行されたものについては、以下のとおりとする。

表1 申込入資格要件ア及びイの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.20								
特別保証料率(%)	0.00								

表2 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表3 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特別保証料率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(エ) 令和5年1月10日から令和6年6月30日まで保証申込を受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、以下のとおりとする。ただし、保証申込を令和5年1月9日以前に受け付けたもので、かつ令和5年2月1日以降に融資実行されたものについては、表1及び表2のみを適用する。

表1 申込入資格要件ア、イ及びエの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.05								
国補助料率(%)	0.85								
市補助料率(%)	0.10								
特別保証料率(%)	0.10								

表2 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助料率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

表3 申込入資格要件ウの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助料率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
市補助料率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04
特別保証料率(%)	0.92	0.80	0.68	0.56	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16

融資倍率一覧表

資 金 名	融 資 倍 率
振 興 資 金	5.0
小規模事業資金 ^(注)	2.5
経 営 安 定 資 金	2.5
産業立地促進資金	2.0
創 業 支 援 資 金	1.5
流動資産担保資金	3.5
事業承継特別保証資金	2.0

（注） 小口零細対応小規模事業資金を含む。

申込必要書類一覧表

制度名 書類名	振興資金	小規模事業 資金(注1)	経営安定 資 金	産業立地 促進資金	創業支援 資 金	流動資産 担保資金	事業承継 特別保証 資金
確 定 申 告 書 決 算 書	○	○	○	○	○	○	○
履歴事項全部証明書 住 民 票	○	○	○	○	○	○	○
納 税 証 明 書	○	○	○	○(注2)	○	○	○
印 鑑 証 明 書	○	○	○	○	○	○	○
許認可証の写し	○	○	○	○	○	○	○
設 備 資 金 見 積 書	○	○	○	○	○	○	
対 象 者 確 認 申 込 書	協調支援型 特別資金 ○ (第22号様式 申告書兼誓約 書) (第23号様式 経営行動計画 書)		不況対策資金 ○ (第3号様式) 不況対策資金 のうち指定倒産 ○ (第4号様式) 伴走支援型経営 力強化資金 ○ (第21号様式)	保証なしの 場合 ○ (第8号様式) 企 業 立 地 促 進 資 金 ○ (第9号様式)			○ (第18号様式) (第19号様式) 他 行 からの 借 換 の 場 合 (第20号様式)
資 格 認 定 申 込 書				保証付の場合 ○ (第6号様式)			
事業計画書等			借換支援資金 ○ (第5号様式)		スタートアップ 創出促進資金 以外 ○ (第15号様式) 企業診断を実施 する場合(注3) ○ (第14号様式) (第15号様式) スタートアップ 創出促進資金 ○ (第16号様式)		○ (第17号様式)
そ の 他 必 要 書 類	○	○	○	保証付の場合 ○ (第12号様式) (第13号様式)	○	○	○

※申込書類は複数通必要なものもある。

※経済産業省令（中小企業信用保険法施行規則）で規定する要件を満たす融資対象者が、保証料率の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択する場合（ただし、選択できる制度に限る。）、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の定めによる。

※このほか、保証承諾に必要な書類は信用保証協会の定めによる。

(注1) 小口零細対応小規模事業資金の申込必要書類はこれに準拠する。

(注2) 国、都道府県及び市区町村それぞれの納税証明書

(注3) 企業診断を実施する場合は「川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書」（第14号様式）、及び「事業計画書」（第15号様式）を金融機関経由で市長に提出

川崎市中小企業融資制度要綱様式等

目 次

第1号様式	融資状況報告書（保証なし融資分）	50
第2号(1)様式	業況報告書（中小企業信用保険法第2条第5項第5号用）	51
第2号(2)様式	業況報告書（法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症用）	52
第3号様式	経営安定資金（不況対策資金）融資対象者確認申込・確認書	53
第4号様式	経営安定資金（不況対策資金のうち指定倒産） 融資対象者確認申込・確認書	55
第5号様式	（経営安定資金の借換支援資金）事業計画書	56
第6号様式	産業立地促進資金融資資格認定申込書	57
第7号様式	産業立地促進資金融資資格可否認定書	58
第8号様式	産業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書	59
第9号様式	企業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書	60
第10号様式	産業立地促進資金工事完了届	61
第11号様式	産業立地促進資金変更届出書	62
第12号様式	産業立地促進資金同意書	63
第13号様式	産業立地促進資金誓約書	64
第14号様式	創業支援資金 企業診断申込書兼同意書	65
第15号様式	「創業支援資金」創業計画書	66
第16号様式	「スタートアップ創出促進(SSS)資金」創業計画書	70
(参考例)	「SSS」がバナンス体制の整備に関するチェックシート	73
第17号様式	「事業承継特別保証資金」事業承継計画書	74
第18号様式	「事業承継特別保証資金」財務要件等確認書	75
第19号様式	「事業承継特別保証資金」借換債務等確認書	76
第20号様式	「事業承継特別保証資金」他行借換依頼書兼確認書	77
(参考例)	「事業承継特別保証資金」がバナンス体制の整備に関するチェックシート	78

第21号様式	経営安定資金（伴走支援型経営力強化資金）用	
	「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書	79
(参考例)	経営安定資金（伴走支援型経営力強化資金）用	
	「経営力強化保証」事業行動計画書	80
第22号様式	振興資金（協調支援型特別資金）用	
	「協調支援型特別保証」申込人資格要件申告書兼誓約書（国様式）	81
第23号様式	振興資金（協調支援型特別資金）用	
	「協調支援型特別保証」経営行動計画書（国様式）	82
第24号様式	S D G s ・脱炭素化取組支援融資資格要件等届出書	83

令和 年 月 日

川 崎 市 中 小 企 業 融 資 制 度
融 資 状 況 報 告 書
(保証なし融資分)

(宛先) 川 崎 市 長

金融機関名

川崎市中小企業融資要綱第16条第3項の規定に基づき、信用保証なし融資の取扱いについて次のとおり報告します。

令和 年 月分

資 金		前月融資金額		前月までの融資残高	
振興資金	長 期	件	千円	件	千円
	短 期	件	千円	件	千円
	設備強化支援資金	件	千円	件	千円
促進産業立地資金	産業立地促進資金	件	千円	件	千円
	企業立地促進資金	件	千円	件	千円

(備 考)
◎本報告書は前月中の信用保証なし融資分の融資状況を明記の上、翌月10日(必着)までに川崎市金融課に送付してください。

令和 年 月 日

業況報告書

顧 客 番 号	
フ リ ガ ナ	
顧 客 名	

訪 問 記 録	[訪問回数] 回 / （ 上半期 ・ 下半期 ） [最終訪問日] 令和 年 月 日 [最終訪問時の状況・気付いたこと]					
最近6ヶ月の月別売上	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	[売上の傾向] （ 増加 ・ 横這い ・ 減少 ）					
特 筆 事 項	[売上の増減要因、焦付発生、その他特筆すべき事項]					
課題・今後の見通し等	[課題、業績及び資金繰りの見通し等]					
取 引 状 況	預金	千円		融資	プロパー	保証協会付
			千円			千円
（令和 年 月 日現在の残高） ※別添可						

金融機関名
（ 支店）
担当者

電話番号（ ）
—

川崎市信用保証協会 御中

令和 年 月 日

業況報告書

顧 客 番 号	
フリガナ	
顧客名	

黒字資産超過先	該当する	直前の決算期
		〇年〇月期

※基準月(3,9月)の末日時点において、直前の決算が「黒字資産超過先」に該当する場合は、下記の項目の報告は省略できる。
 ※黒字資産超過先・・・減価償却前経常利益が黒字かつ貸借対照表の純資産の合計がプラスである先(法人のみ)。

訪 問 記 録	[訪問回数] 回 / (上半期 ・ 下半期) [最終訪問日] 年 月 日					
半 期 の 月 別 売 上 (上半期は4～9月、下半期は10～3月を記入)	4月/10月	5月/11月	6月/12月	7月/1月	8月/2月	9月/3月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	[売上の傾向] (増加 ・ 横這い ・ 減少)					
業況・資金繰り状況	1. 業況回復しており、資金繰りに支障なし 2. 業況回復途上だが、資金繰りは当面懸念なし 3. 業況回復に至らず、今後の返済に懸念あり					
経 営 課 題	1. 売上・販路の拡大 2. 経費の見直し・合理化 3. 新分野進出・業種転換 4. 事業承継 5. 人材育成 6. IT化 7. その他 () 8. 特になし ※複数回答可					
当金融機関が行う経営課題への支援実施状況	1. 実施済み 2. 実施予定 3. 未実施 4. 当面不要					
	[1または2の場合は、具体的内容を記載ください]					
特 筆 事 項	[最終訪問時に気付いたこと、売上の増減要因、その他特筆すべき事項]					
取 引 状 況	預 金		融 資	プロパー	保証協会付	
		千円		千円	千円	
(年 月 日 現在の残高)						

金融機関名

(支店) 担当者

電話番号 () -

川崎市経営安定資金(不況対策資金)融資対象者確認申込・確認書

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

様

申込者住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者)

電 話 ()

川崎市経営安定資金(不況対策資金)融資対象者としての確認を願います。

- 1 (売上・利益等の減少) 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ア)又は(イ)
(以下の1-1に該当していることが必要)
- 2 (為替変動による売上・利益等の減少) 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ウ)
(以下の2-1及び2-2に該当していることが必要)
- 3 (資金繰り悪化) 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(エ)
(以下の3に該当していることが必要)

① 最近3か月又は6か月の売上高、売上総利益(率)、営業利益(率)又は受注額

※枠内の比較する月のみ御記入ください。

年 月	年 月	年 月	3か月平均 もしくは6か月平均	売上総利益率 (営業利益率) C/A×100
売上高又は受注額 千円	千円	千円		
売上総利益又は営業利益 千円	千円	千円	A売上高又は受注額 千円	
年 月	年 月	年 月		
売上高又は受注額 千円	千円	千円	C売上総利益又は営業利益 千円	%
売上総利益又は営業利益 千円	千円	千円		

② 前年又は前々年の同期の売上高、売上総利益(率)、営業利益(率)又は受注額

※枠内の比較する月のみ御記入下さい。

年 月	年 月	年 月	3か月平均 もしくは6か月平均	売上総利益率 (営業利益率) D/B×100
売上高又は受注額 千円	千円	千円		
売上総利益又は営業利益 千円	千円	千円	B売上高又は受注額 千円	
年 月	年 月	年 月		
売上高又は受注額 千円	千円	千円	D売上総利益又は営業利益 千円	%
売上総利益又は営業利益 千円	千円	千円		

1-1 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ア)又は(イ)の場合、次のいずれかに該当すること。

① B-A= 千円 > 0 ② D-C= 千円 > 0 ③ D/B×100-C/A×100= % > 0

2-1 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ウ)の場合、次のいずれかに該当すること。

① (B-A) / B × 100 = % ≥ 10% ② (D-C) / D × 100 = % ≥ 5%

③ D/B×100-C/A×100 = % ≥ 5%

※ 売上、利益又は受注額を確認できる書類(月次試算表・売上帳票、確定申告書の控え、返済予定表等)を併せてお持ちください。

(裏面に続く)

2-2 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ウ)について、「為替変動の影響」について該当する番号に○をしてください。

- (1) 円安により仕入価格が上昇し、販売価格に転嫁したことで販売不振となり売上高が減少、又は転嫁できず、売上総利益額（率）又は売上営業利益額（率）が減少した。
- (2) 円高により取引先からの受注が減少し、売上高、売上総利益額（率）又は売上営業利益額（率）が減少した。
- (3) その他（具体的に御記入ください。）

--

3 要綱第27条融資対象者の項中(1)ア及びイの(エ)の場合
資金繰り悪化の状況

--

※ 資金繰り悪化の状況が確認できる書類(資金繰表等)を併せてお持ちください。

取扱金融機関確認欄

上記の者は、本制度の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

令和 年 月 日

取扱金融機関	
担当者	
該当要件 (いずれかを○で 囲ってください)	1 (売上・利益等の減少) 要綱第 27 条融資対象者の項中(1)ア及びイの(ア) 又は(イ)に該当 2 (為替変動による売上・利益等の減少) 要綱第 27 条融資対象者の項中 (1)ア及びイの(ウ)に該当 3 (資金繰り悪化) 要綱第 27 条融資対象者の項中(1)ア及びイの(エ)に該当
減少・悪化項目 (いずれかを○で 囲ってください)	1 売上高減少 2 総利益・営業利益額減少 3 売上総(営業)利益率減少 4 受注額減少 5 資金繰り悪化

(注) この確認書は融資の申込資格を確認するものです。融資を受けるためには別途所定の融資審査が必要です。

川崎市経営安定資金（不況対策資金のうち指定倒産）融資対象者
確認申込・確認書

（取扱金融機関）

様

申込者住所

（所在地）

氏 名

（名称及び代表者）

電 話 （ ）

川崎市経営安定資金（不況対策資金）融資対象者としての確認を願います。

（指定倒産）要綱第27条融資対象者の項中(1)イ(オ)

倒産企業名	
-------	--

次のいずれかのうち、該当欄の□にレ印をしてください。

☐ 倒産企業に50万円以上の売掛金債権等を有している場合

金 額	
-----	--

☐ 倒産企業に50万円未満の売掛金債権等を有している場合

取引期間： 年 月 日から 年 月 日

	上記期間中の 倒産企業に対する取引額（A）	上記期間中の全取引額（B）
金 額		

取引依存度（A／B）	%
------------	---

☐ 添付書類

債権等の金額が確認できる文書等（手形や売掛先が発行した債務額が確認できる書類）
の写し（申込書に記入する売掛金等に該当するもの全ての写し）

取扱金融機関確認欄

上記の者は、本制度の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

令和 年 月 日

取扱金融機関	
担当者	

（注）この確認書は融資の申込資格を確認するものです。融資を受けるためには別途所定の融資
審査が必要です。

第5号様式

川崎市信用保証協会
(取扱金融機関)

令和 年 月 日

様

申込者住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話 ()

事業計画書

1 借入申込の内容

次表の制度名には、川崎市中小企業融資制度名又は川崎市信用保証協会の信用保証制度名を記入してください。

制度名	借入年月日	金融機関名	当初借入額	現在残高	月返済額(元金)	最終期日
①借換分	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
	・ ・					・ ・
小 計				(A)	(C)	
②新規借入希望額			(B)		(D)	回返済
借入申込額			(A)+(B)		(E)	・ ・

※(E)は(A)+(B)に対する返済額

2 今回の借入による効果等

1.新規借入を伴わない場合（同額で借換）	
(C)－(E)＝	千円(F)（＝毎月の返済負担軽減効果）
(F)×12＝	千円（＝年間の返済負担軽減効果）
2.新規借入を伴う場合	
(C)＋(D)＝	千円(H)（＝既存＋新規の毎月返済額）
(H)－(E)＝	千円(I)（＝毎月の返済負担軽減効果）
(I)×12＝	千円（＝年間の返済負担軽減効果）

3 経営の実績及び見込

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績 年 期					
今年度見込 年 月期					
翌年度見込 年 月期					

川崎市産業立地促進資金融資資格認定申込書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 所 在 地

名 称

代表者名

産業立地促進資金の融資申込みにあたり、関係書類（履歴事項全部証明書、土地売買契約書又は賃貸借契約書の写し、工事見積書又は見込書、事業計画書等）を添えて資格認定を申し込みます。

企 業 名 称		
本店所在地		
立 地 先	拠 点 名 称	
	立地先所在地	
融 資 額 等	融 資 希 望 額	億 万円
	総 所 要 額	億 万円
連 絡 先	部 課	
	担当者	
	電 話	() (内線)

川崎市産業立地促進資金融資資格可否認定書

文書番号 号

令和 年 月 日

申 込 者 様

川崎市長 印

令和 年 月 日付け川崎市産業立地促進資金融資資格認定申込みについて、川崎市中小企業融資制度要綱第29条に基づき、有資格者として認定します。

非資格者とします。

(注) この認定書は、融資申込みの際に必要な書類であり、融資を受けるためには、申込後に取扱金融機関及び保証協会において所定の審査があります。

川崎市産業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者)

電 話

()

川崎市産業立地促進資金融資対象者としての確認を願います。

立地先	拠点名称	
	所 在 地	
	立地先の 実施事業	

□添付書類

- ・履歴事項全部証明書（法人）
- ・国税、都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書
- ・立地先の土地売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・事業計画書等

上記の者は、本制度の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

※ 市記入欄	※ 市確認欄
確認日 令和 年 月 日	

(注) この確認書は、融資の申込資格を確認するものです。融資を受けるためには、別途
取扱金融機関の審査が必要です。

川崎市企業立地促進資金融資対象者確認申込・確認書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者住所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者)

電 話

()

川崎市企業立地促進資金融資対象者としての確認を願います。

立地先	所 在 地	
	立地先の 実施事業	

□添付書類

- ・立地先の土地売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・(第29条融資対象者の項中(2)アの場合のみ)土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15号の規定による都市計画事業であることが確認できるもの。
(売却した土地の土地売買契約書等)

上記の者は、本制度の融資対象者の要件に該当することを確認しました。

※ 市記入欄	※ 市確認欄
確認日 令和 年 月 日	

(注) この確認書は、融資の申込資格を確認するものです。融資を受けるためには、別途取扱金融機関の審査が必要です。

川崎市産業立地促進資金工事完了届

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

産業立地促進資金に関する工事等が完了しましたので、川崎市中小企業融資制度要綱第29条の規定により次のとおり届け出ます。

企 業 名 称		
本 店 所 在 地		
立 地 先	拠 点 名 称	
	立地先所在地	
工 事 等 完 了 日	令和 年 月 日	
工 事 等 精 算 額	円 (当初見積金額 円)	
工 事 等 領 収 書	別添のとおり	
そ の 他		
連 絡 先	部 課	
	担当者 電話 () (内線)	

川崎市産業立地促進資金変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

産業立地促進資金に関する届出事項に変更がありましたので、川崎市中小企業融資制度要綱第29条の規定により次のとおり届け出ます。

企 業 名 称			
本店所在地			
立 地 先	拠 点 名 称		
	立地先所在地		
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
変更年月日	令和 年 月 日		
連 絡 先	担当者 部 課 電話 () (内線)		

同 意 書

川崎市産業立地促進資金の申込みにあたり、次の事項に同意します。

- 1 川崎市が依頼した中小企業診断士等による企業診断を受けること
- 2 川崎市中小企業融資制度要綱第3条に基づく要件確認のため、申込者及び連帯保証人の保証利用状況に関する情報について、川崎市信用保証協会及び他の信用保証協会に照会すること
- 3 申込関係書類（申込書、同添付資料等）を申込金融機関、川崎市信用保証協会及び川崎市が依頼した中小企業診断士等に提供すること
- 4 企業診断の結果を申込金融機関及び川崎市信用保証協会に提供すること

令和 年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代 表 者 名

誓 約 書

川崎市産業立地促進資金の取扱いにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 申込者（連帯保証人を含む。）及び川崎市から提供を受けた申込関係書類（申込書、同添付資料、企業診断報告書等。以下「保有情報」という。）を外部に漏らさないこと
- 2 保有情報を融資審査の目的以外に使用しないこと
- 3 保有情報の保有が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等適切な措置を講ずること
- 4 当行・当金庫 支店の行員・職員に対して、上記事項について遵守させること

令和 令和 年 月 日

（宛先） 川 崎 市 長

金 融 機 関 名

支 店 長 名

印

川崎市創業支援資金企業診断申込書兼同意書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長
取 扱 金 融 機 関申 込 者 住 所 _____
(所 在 地)ふ り が な
名 称 _____ふ り が な
代 表 者 氏 名 _____

電 話 _____ ()

携 帯 電 話 _____ ()

メ ー ル _____

川崎市創業支援資金利用に伴う企業診断について、関係書類を添えて申込みをいたします。

なお、川崎市創業支援資金利用に伴う企業診断の申込みにあたり、次の事項に同意します。

- 1 川崎市が依頼した中小企業診断士等の企業診断を受けること
- 2 川崎市中小企業融資制度要綱第3条に基づく要件確認のため、申込者及び連帯保証人の保証利用状況に関する情報について、信用保証協会及び他の信用保証協会に照会すること
- 3 申込関係書類（申込書、創業計画書等）を信用保証協会及び川崎市が依頼した中小企業診断士等に提供すること
- 4 企業診断の結果を申込金融機関及び信用保証協会に提供すること

創業支援資金区分 □該当欄に チェック	(1) アーリーステージ対応資金
	☐ アーリーステージ対応資金 （「創業計画書」〔第15号様式〕を添付） ☐ イ 女性・若者・シニア起業家支援資金 （「創業計画書」〔第15号様式〕を添付）
追加該当要件 □該当する場合に チェック	☐ 認定特定創業支援事業による支援を受けて創業しようとする方 （市町村長による支援を受けたことの証明書を添付）
フォローアップ 企業診断 □希望する場合に チェック	☐ 融資実行後6か月から1年以内にフォローアップ企業診断を希望する

注1 本様式に必要な書類を添付し、取扱金融機関を通じて市へ提出してください。

注2 次の①～④に該当する者は企業診断が不要です。

- ①申込額800万円以下の者
- ②税務申告を1期以上終えている者
- ③アーリーステージ対応資金を再利用する者で、当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある者
- ④財団オーディション主催者賞選定者で、選定の日から1年以内の者

創業計画書

信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

[申込人]

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

創業関連保証の申込みにあたり、以下の
とおり創業計画を提出します。

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業		商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従 業 員 数	名	取 扱 品	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
()
- キ その他（具体的に記入して下さい）
()

3. 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等	千円	
そ の 他 の 資 金	千円	
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築 取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成） 年 月 日
事業用不動産	土地	m ²		千円		
	建物	m ²		千円		
	計	B (取得に要する資金)				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置（完成） 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
					千円		
					千円		
					千円		
	計	C (金額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		千円
			千円	その他（具体的に）	
			千円	（ ）	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等（※）	借 入 先	年 利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計 D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
そ の 他 費 用	千円		
利 益	千円		
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

10. 自己資金算定額

自己資金等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				千円
	有 価 証 券 等				千円
	入居保証金等				千円
	設 備 充 当 等				千円
	合 計				① 千円
借入金等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
	合 計				② 千円
自 己 資 金 額 (① - ②) =				③ 千円	

11. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

創業計画書

信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○印を付けてください)

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

〔 申 込 住 所 〕
.....
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他（ ）	

1. 事業概要

会 社 名（予定含む）					
開業(予定)住所	電話（ ）				
設 立 登 記（法人）	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等	（種類）	（根拠法）		[取得すべき許可等の根拠法を記入（（例）食品衛生法）]	
[許可等取得が必要な場合]					
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（ ）
- キ その他（具体的に記入して下さい）
（ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

（1）税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金 額（千円未満切捨）	調達の方法		金 額（千円未満切捨）	
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円	
				定期性預金	千円	
				有価証券等	千円	
				入居保証金等	千円	
				設備充当等	千円	
				その他	千円	
					千円	
					千円	
小計（A）				千円		
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）		
						千円
						千円
						千円
				金融機関からの借入（内訳）		
						千円
						千円
						千円
						千円
						千円
小計（B）				千円		
合 計		千円	合 計（C）＝（A）＋（B）		千円	
自己資金割合確認欄			（A）／（C）			

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A) / (C) \geq 1 / 10$ （0.1）

（2）税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	$(D) / ((D) + (E))$	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D) / ((D) + (E)) \geq 1 / 10$ （0.1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金用途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所		作成日	令和 西暦	年	月	日
企業名		() 中小企業活性化協議会				
代表者名		担当者 ()				
設立日	年 月 日	電話番号 ()				

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)		チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎	経営者は税務署が受け付けた税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。		
法人個人 の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容		項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率				10倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額				直近が債務超過でないこと	

【必須書類】

・決算書

【任意書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合:所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料:賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料:金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

(金融機関使用欄)

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関(または担当者)所見

記入日	年 月 日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	

事業承継計画書

住 所
法 人 名
代表者名

1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏 名	年 齢	事業承継(予定)日				
			年	月 日			
承継者	氏 名	年 齢	被承継者との関係				
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
	合計		株		合計		株
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。
(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

2. 収支計画 (単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。
※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。
(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)

年 月 日

信用保証協会 御中

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。
純資産合計 円
② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。
EBITDA有利子負債倍率 倍
〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
借入金・社債（ ）円－現預金（ ）円
営業利益（ ）円＋減価償却費（ ）円
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。
また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益＋減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債－現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間中（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで）である場合は当該期間の始期の前日を基準として確認することでも差し支えありません。

年 月 日

信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名

借入申込の内容 (年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容※1					
保 証 協 会 付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	①小計			(A) 円	
プ ロ パ ー ※2	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
	②小計			(B) 円	
③増額借入希望額※3			(C) 円		
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A + B + C) 円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

年 月 日

信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法 人 名
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による
(借換金融機関名)
からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する
(被借換金融機関名) からの借入金を決
済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 (年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人（個人に限る。）を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する
(借換金融機関名)
からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権	根抵当権	設定額	千円	抵当権	根抵当権
	千円	抵当権	根抵当権		千円	抵当権	根抵当権

【送金先】

送金指定口座 銀行 本店
信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合

口座名義人（送金先金融機関名）

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

(事業承継特別保証資金) 参考様式 【事業承継特別保証制度用】

() 信用保証協会 御中

No.

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	

作成日	年 月 日
() 中小企業活性化協議会	
担当者:	
電話番号:	

作成日	年 月 日
() 事業承継・引継ぎ支援センター	
担当者:	
電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)		チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎	経営者は税務署が受け付けた税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。		
法人個人 の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				10倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3ヵ月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

【任意書類】

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、

社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3ヵ月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

年 月 日

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者

私は、別添の事業行動計画書に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。

別添の事業行動計画書は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告（四半期毎）を行うことを確約いたします。

なお、本制度では本制度固有の信用保証料率の引下げが適用される場合がありますが、当該確約を遵守しない場合は、当該引下げが適用されない信用保証料率によって計算した信用保証料を支払うこと等、貴信用保証協会の指示に従います。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 _____

【経営力強化保証の申込内容】

- ・ 融資金融機関（支店名） _____ (_____ 支店 ・ 本店)
- ・ 申込金額及び資金使途 _____ 千円 (_____ 運転・設備) 該当に○印
(うち既存保証協会保証付融資の借換 _____ 千円)
- ・ 事業行動計画書における申込資金の位置付け
事業年度 ____ 年 ____ 月期 借入額 _____ 千円の (_____ 一部・全部) 該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し（融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが）、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫（保険部門）に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容（該当に○印（複数選択可））

- a 創業支援 b 事業計画策定支援 c 事業承継 d M&A e 生産管理・品質管理 f 情報化戦略
g 知財戦略 h 販路開拓・マーケティング i 人材育成 j 人事・労務 k 海外展開 l BCP作成支援
m 物流戦略 n 金融・財務 o その他（具体的に： _____）

※経営支援の内容の詳細は、別添事業行動計画書参照。

令和 年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住 所
名 称
代表者
連絡先 (_____)
担 当 (_____)
印

- ※ この届出書に事業行動計画書を添付して、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）
※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。
※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。
※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。

事業行動計画書

1. 事業者名等

住 所	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

【情報提供の同意】

経営力強化保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が 【金融機関名】 から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証
*事業者名は経済産業省に提供されません。	

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電 話 ☐ 対面面談 ☐ オンライン面談 ☐ その他（ ）	

【認定経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関名	当社が受ける経営支援の内容

*「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書における経営支援の内容で○をした項目のアルファベットとその詳細をご記入ください。

2. 現状認識※1

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	（課題）	
③	経営状況 財務状況	
	（課題）	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率(売上持続性) (%)		④EBITDA有利子負債倍率(健全性) (倍)	
②営業利益率(収益性) (%)		⑤営業運転資本回転期間(効率性) (か月)	
③労働生産性(生産性) (千円)		⑥自己資本比率(安全性) (%)	

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

*「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	倍	倍	倍	倍	倍

*個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

*「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)					

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月期)	計画1年目 (令和 年 月期)	計画2年目 (令和 年 月期)	計画3年目 (令和 年 月期)	計画4年目 (令和 年 月期)	計画5年目 (令和 年 月期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

以 上

※1「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下「6つの財務指標」の通りです。

(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～



①売上増加率 【計算式】＝(売上高/前年度売上高)－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本家の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝(借入金－税預金)/(営業利益＋減価償却費) 【意 義】(営業利益＋減価償却費)の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間 【計算式】＝(売上債権＋棚卸資産－買入債務)/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。

〇〇 信用保証協会 御中

「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名
又は氏名

【誓約事項】 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社（私）が補助相当額を負担することを誓約します。

（注）「協調支援型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.11%～0.95%に相当する額が補助されます。

ただし、条件変更により追加で発生する信用保証料は、全額お客様のご負担となります。

【資格要件】 次の要件（１）または（２）のいずれかに該当すること。

要件（１）

確認	項 目
	・ 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資※1を受けること。 本件申込額【Ⅰ】 円 同時実行プロパー融資額【Ⅱ】（融資期間） 円（ か月 ） 同時実行プロパー融資額【Ⅱ】／本件申込額【Ⅰ】 % ≥10%

※1 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。なお、資金使途は事業資金に限ります。

要件（２）

確認	項 目
☐	・ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

【確認状況記載欄】 本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることを次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		()	

上記申込人が「協調支援型特別保証制度要綱」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。

また、要件（１）を適用する場合、上記項目に記載しているプロパー融資について、本保証付き融資と原則同時に実行することを誓約します。

申込金融機関支援方針等（経営行動計画書を踏まえた事業性の評価や今後の支援・取組方針等）※2

※2 要件（２）を適用する場合のみ、記載してください。

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

計画策定日： 年 月 日

【協調支援型特別保証制度用】経営行動計画書

1. 事業者名等

注 冊 所	
法 人 名	
代 表 者 名	
又 は 氏 名	

【金融機関名】との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。
今後【金融機関名】との対話を継続し、アクションプランに取組み、進捗の報告を行います。

【情報提供の同意】

協調支援型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社（私）の情報を、以下に掲げる利用目的のために、
【金融機関名】が保証協会に対して提供すること、及び保証協会が【金融機関名】から提供された情報を経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数、決算・税務申告及び財務評価に関する情報	政策効果の検証

* 事業者名は経済産業省に提供されません。
* 「プロパー融資」とは申込金融機関が信用保証協会の保証を付さないで行う融資のことを指します。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	☐ 電話 ☐ 対面面談 ☐ オンライン面談 ☐ その他（ ）	

2. 現状認識※1)

No.	項目	内 容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	（課題）	
③	経営状況 財務状況	
	（課題）	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率（売上持続性）（％）		④EBITDA有利子負債倍率（健全性）（倍）	
②営業利益率（収益性）（％）		⑤営業運転資本回転期間（効率性）（か月）	
③労働生産性（生産性）（千円）		⑥自己資本比率（安全性）（％）	

* 表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。（※2）
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

* 「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA 有利子負債倍率	計画1年目 倍	計画2年目 倍	計画3年目 倍	計画4年目 倍	計画5年目 倍

* 個人事業主の方はEBITDA有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

* 「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。
改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。
「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数の場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 （計画策定年度） （令和 年 月 月 期）	計画2年目 （令和 年 月 月 期）	計画3年目 （令和 年 月 月 期）	計画4年目 （令和 年 月 月 期）	計画5年目 （令和 年 月 月 期）
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 （資金使途、資金効果等）						

6. 収支計画及び返済計画

	直近決算の状況 （計画策定前） （令和 年 月 月 期）	計画1年目 （令和 年 月 月 期）	計画2年目 （令和 年 月 月 期）	計画3年目 （令和 年 月 月 期）	計画4年目 （令和 年 月 月 期）	計画5年目 （令和 年 月 月 期）
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

（本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。）

☐ 2. 現状認識 ☐ 3. 財務分析 ☐ 4. 計画終了時点における将来目標 ☐ 5. 具体的なアクションプラン ☐ 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。
ローカルベンチマークの概要については以下URLまたはQRコードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。

（参考）財務分析の視点 ～6つの財務指標～

①売上増加率 【計算式】＝（売上高/前年度売上高）－1 【意 義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。	②営業利益率 【計算式】＝営業利益/売上高 【意 義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。
③労働生産性 【計算式】＝営業利益/従業員数 【意 義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。	④EBITDA有利子負債倍率 【計算式】＝（借入金－現預金）/（営業利益＋減価償却費） 【意 義】（営業利益＋減価償却費）の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。
⑤営業運転資本回転期間【計算式】＝（売上債権＋棚卸資産－買入債務）/月商 【意 義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を判断することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。	⑥自己資本比率 【計算式】＝純資産/総資産 【意 義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。



川崎市信用保証協会 御中

川崎市中小企業融資制度

「SDGs・脱炭素化取組支援融資」資格要件等届出書

（中小企業者等）住 所
名 称
代表者

私は、川崎市中小企業融資制度の「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の資格要件に合致する者であることを届け出いたします。

「SDGs・脱炭素化取組支援融資」の資格確認を行うため、川崎市に対し、関係書類や事業者情報を提供すること及び照会することに同意します。

なお、この保証申込受付完了前に、「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定または川崎市「脱炭素行動宣言」の認証が、取り消された（取り下げを含む）者は、事業活動脱炭素化取組計画書制度の対象となった場合を除き、資格要件書類を提出しても、「脱炭素化取組支援融資」の利用ができないことに同意します。

・ 融資金融機関（支店名） _____（ _____ 支店 ・ 本店）

【資格要件】

該当するチェック欄「□」に✓印を付し、必要書類を添付して提出します。下記②のア又はウにおける取消や取下（②エの対象となった場合を除く）には該当していません。

※①SDGs取組支援と②脱炭素化取組支援[30%補助型]を併用する場合は**両方必要**

①SDGs取組支援融資

☐ ア 川崎市「SDGsゴールドパートナー」の認証（添付：認証書の写し）[30%補助型]

②脱炭素化取組支援融資（30%補助型、100%補助型）

☐ ア 川崎市「脱炭素行動宣言」の認証（添付：認証書の写し）[30%補助型]

☐ イ 「かながわ再エネ電力利用事業者」の認定（添付：認定書の写し及び契約書の写し）[30%補助型]

☐ ウ 「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」（中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度）の認定（添付：認定書の写し）[100%補助型]

☐ エ 「事業活動脱炭素化取組計画書制度」の対象（添付：川崎市ホームページの「事業活動脱炭素化取組計画書制度」公表部分のうち、対象であることが分かる該当箇所をプリントアウトしたもの）[100%補助型]

☐ オ 「川崎CNブランド」の認定（添付：認定書の写し）[100%補助型]

この届出書と添付書類を、融資金融機関にご提出ください。（金融機関から信用保証協会に提出されます。）

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の諾否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。